

おむつ代の医療費控除

問高齢福祉課 ☎(55)71116

平成30年分確定申告でおむつ代を医療費控除に含めた方で、令和元年12月31日現在に要介護認定を受けている方は、医師の意見書を確認のうえ、市が交付する「おむつ使用の確認書」によって医療費控除におむつ代を含むことができます。該当の方は交付申請をしてください。

障害者控除対象者認定証

問高齢福祉課 ☎(55)71116

介護保険の認定状況により、確定申告などで「障害者控除」を受けることができます。該当者へ1月中旬頃に認定証を送付します。該当すると思われる方で平成31年1月1日以降に亡くなられた方につきましても相続人へ認定証を送付します。

納付額確認書を発送します

問国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について 保険年金課 ☎(55)71119  
問介護保険料について 高齢福祉課 ☎(55)71116

令和元年(平成31年)中に納付の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付額確認書を1月下旬に送付する予定です。確定申告などの際に、社会保険料控除として使用してください。

高額療養費の外来年間合算制度

問保険年金課 ☎(55)71119

▼内容／基準日に、高額療養費の自己負担限度額の区分が一般または非課税世帯に属する70歳以上の方で期間中に外来診療の自己負担額の合計が、年間上限を超える場合に、その超えた額を支給

▼計算期間／平成30年8月1日～令和元年7月31日

▼基準日／令和元年7月31日

▼年間上限額／14万4千円

※計算期間に月毎の高額療養費が支給されている場合は、そのうち外来診療分としてすでに支給された額を差し引いた金額が対象

▼申請手続

【市国民健康保険加入の方】

対象となる方へ郵送でご案内します。案内が届きましたら申請してください。

【後期高齢者医療保険加入の方】

対象となる方へ郵送でご案内します。案内が届きましたら申請してください。

※すでに高額療養費振り込み口座を登録いただいている方は、申請不要

▼必要書類

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・自己負担額証明書(計算期間内で医療保険者に変更になった場合に必要)
- ・印鑑・振込先通帳
- ・通知カードまたは個人番号カード

ど(個人番号確認のため)

▼申請場所／保険年金課または各支所 ※基準日に、被用者保険(会社の保険)など(や愛西市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険)にご加入の方は、それぞれの医療保険者へお問い合わせください。

確定申告で医療費控除を行う前に一度ご確認ください

問愛西市国民健康保険・愛知県後期高齢者医療保険の方 保険年金課 ☎(55)71119

●1か月の医療費が高額の場合は、医療費控除を行う前に高額療養費の申請を先に行ってください。

確定申告で医療費控除を受けた後に、高額療養費の申請をして給付を受けると、医療費控除額が変更となり、修正申告をしなければなりません。ご注意ください。

高額療養費を申請済の領収書も、確定申告の医療費控除の対象となります。ただし、高額療養費として支給される金額は差し引く必要があります。

(例)A病院に入院し、1か月に支払った医療費(保険診療分)が30万円だった場合

自己負担限度額(※)が8万7千400円となり、健康保険から21万2千500円返金があります。

よって医療費控除の対象となる金額は、実際に支払ったこととなる金額(8万7千400円)となります。

※(例)の自己負担限度額は一般的な金額であり、実際は世帯状況により異なります。

※高額療養費制度、申請は、各医療保険者へお問い合わせください。

【70歳以上および後期高齢者医療被保険者の自己負担限度額】

| 所得区分         | 外来<br>(個人単位)  | 外来+入院<br>(世帯単位)                              |
|--------------|---|--|
| 現役並み所得者Ⅲ     | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%<br>(過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合140,100円) |  |
| 現役並み所得者Ⅱ     | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%<br>(過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合93,000円)  |  |
| 現役並み所得者Ⅰ     | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%<br>(過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合44,400円)   |  |
| 一般           | 18,000円<br>(年間限度額は144,000円)                                       | 57,600円<br>(過去12か月の間の世帯での支給が4回目以降の場合44,400円) |
| 住民税<br>非課税世帯 | 低所得Ⅱ<br>8,000円  | 24,600円                                      |
|              | 低所得Ⅰ<br>8,000円  | 15,000円                                      |

【70歳未満の自己負担限度額】

| 所得区分                     | 3回目まで                      | 4回目以降※   |
|--------------------------|----------------------------|----------|
| ア<br>(901万円超)            | 252,600円+(医療費-842,000円)×1% | 140,100円 |
| イ<br>(600万円超<br>901万円以下) | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% | 93,000円  |
| ウ<br>(210万円超<br>600万円以下) | 80,100円+(医療費-267,000円)×1%  | 44,400円  |
| エ<br>(210万円以下)           | 57,600円                    | 44,400円  |
| オ<br>(住民税非課税世帯)          | 35,400円                    | 24,600円  |

※過去12か月の間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目から該当